

第23回 監視専門調査会議事録

- 1 日時 平成25年10月18日（金） 15：00～17：00
- 2 場所 内閣府本府5階特別会議室
- 3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
同	山本 隆司	東京大学大学院教授
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関する意見の取りまとめに向けた意見交換
 - 3 閉会
- 5 配布資料
 - 資料1 監視専門調査会におけるこれまでの議論の整理
 - 資料2 第3次男女共同参画基本計画における成果目標／参考指標の動向
- 6 参考資料
 - 1 最高裁判所平成25年9月4日大法廷決定
 - 2 障害者基本計画（第3次計画）（抜粋）
- 7 議事録

○鹿嶋会長 それでは、ただいまから、第23回男女共同参画会議監視専門調査会を開催します。

皆様には、お忙しいところを御出席いただき、ありがとうございました。

本日は、お手元の議事次第に従いまして、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関する意見の取りまとめに向けた意見交換を行います。

前回まで、NGOからのヒアリング及び関係府省からのヒアリングを行いまして、次回の会合においては、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関して、本調査会としての意見を取りまとめることを予定しております。

前回会合の後、皆様から御意見案に盛り込むべき事項について、事務局に意見を御提出いただきました。この意見と前回までの会合における皆様の御発言等を踏まえまして、専門調査会としての意見を盛り込んではどうかと考える論点を整理し、本日、資料1として配布しております。

本日は、この資料に記載された論点に沿って、女子差別撤廃委員会最終見解への対応に係る取組事項に関する意見と、次期定期報告を準備する際に留意すべき事項につきまして、

皆さんから御意見ををお願いしたいと思っております。

また、本日は、第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向についての資料を資料2として配布しております。

始めに、資料2について事務局から説明をお願いします。

○田村調査官 それでは、資料2につきまして、説明いたします。

この資料は、5月に開催されました本調査会でも説明をさせていただきました成果目標と参考指標の動向についてです。1～9ページ目までが成果目標の、11～22ページ目までが参考指標の動向についての資料となっております。

成果目標につきましては、御承知のとおり、第3次男女共同参画基本計画の15の重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって政府全体で達成を目指す水準ということで、80項目設定されているところでございます。また、参考指標につきましては、各重点分野に関連して男女共同参画社会形成の状況を把握する重要な指標ということで161項目設定されているところでございます。

お手元にお配りしております資料の黄色く着色されている部分ですが、これにつきましては、5月の調査会に御報告した後に更新された数値となっております。前回、成果目標のフォローアップについて幾つか御意見も頂きましたけれども、今回の資料の中では少し記載を追加しております。

1点は、これまで最新値のみ記載をさせていただいていたところですが、経年の推移が分かるように1年ごとの状況を記載しております。

成果目標につきましては、策定時の数値との比較、改善しているのか、悪化しているのか、変化がないのかといったことが分かるように矢印で明記しております。

なお、本計画に盛り込まれている目標のうち、ほかの計画等でも同じ目標が定められているようなものにつきまして、参考として備考欄にその計画等を記載しているところでございます。

これらの個々の目標の数値についての細かい分析につきましては、今後、各分野の施策全体のフォローアップをする中で実施していくということになるかと思っておりますけれども、成果目標について、現時点の全体の状況を説明いたしますと、全体で80項目のうち60項目、75%の目標数値で改善が見られるという状況でございます。そのうち現時点で既に目標値を達成しているものが7項目、8.8%となっております。

改善の度合いは様々でありますけれども、目標の年限も計画の期間である平成27年度末としているものですか、平成32年としているものと様々であり、現時点で達成しているものが先ほど申し上げた7項目ということです。計画策定時の数値から変化がない、横ばいのものが4項目、5%、改善が見られないものが9項目、11.3%となっております。このほか、数値の把握方法が策定時と異なる等により比較ができていないものが7項目ほどございます。

改善が見られないものにつきまして、ほぼ横ばいといったようなものもございまして、

ども、具体的には、例えば1ページ目の国の審議会等委員に占める女性の割合、2ページ目の常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数、3ページ目の自己啓発を行っている労働者の割合、6ページ目のフリーター数、第8分野のバリアフリーの認知度、ユニバーサルデザインの認知度、9分野の暴力として認識する人の割合は同じ目標の中に2つ数値がありますがこのうちの1つ、配偶者暴力防止法の認知度、といったところが改善の見られないような項目です。個々の目標についての詳しい分析ということではないのですが、これまでの各省庁のヒアリングにおける各施策の実施状況の説明とあわせて御参照いただければと思います。

私からは以上です。

○鹿嶋会長 第9分野の「夫婦間における『平手で打つ』『なぐるふりをして、おどす』を暴力として認識する人の割合」というのは上向きがマイナスではないか、おどすのが減ればいいことなのではないでしょうか。平手で打つのが増えていますね。

○田村調査官 そういうことを暴力だと認識せず無意識にやっちゃっているという方もいると思いますので、そういうこと自体、暴力だときちんと認識していくという意味で認知度を上げる、数値を上げることを目標として、100%という数値目標になっています。

○鹿嶋会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

特にないようでしたら、次に進みたいと思います。

本日の大きなテーマであります意見に何を盛り込むかというところですが、資料1に基づいての説明をまずお願いいたします。

○中野渡補佐 資料1でございますけれども、こちらの資料は、これまで開催してまいりました会合における委員の皆様の御発言と、事務局に個別に頂きました御意見をベースといたしまして、本専門調査会としての意見を取りまとめる際の議論のために整理させていただいたものでございます。

専門調査会として取りまとめいただく意見の構成としましては、最終見解への対応に係る政府の取組状況に関するものと、政府が次期定期報告を準備する際に留意すべき事項の2部構成になるものと想定いたしまして、本日の議論の整理についても2部構成としてございます。

これまでの御議論では、政府に対して更に一層の取組を求めるべき事項であるとか、次期定期報告を準備する際に留意すべき事項、報告に盛り込むべき事項等についての御発言が中心でしたので、この議論の整理についてもそういったものが多くなっておりますけれども、最終見解に関する政府の取組において、肯定的な評価ができるものにつきましても併せて御意見を頂ければと考えております。

特に、政府におきましては、女性の活躍推進に関して様々な取組を行っておりますが、最終見解における指摘事項への対応として評価ができるものがございましたら、御意見を頂ければと思います。

この資料の見方でございますけれども、通常のゴシック体で記載した項目と斜体で青色のフォントで記載した項目、点線で囲んだ項目の3種類がございます。

通常のゴシック体で記載した項目については、具体的な内容の御意見があったものと考えましたものでございます。

斜体で記載した項目については、ヒアリングの際に、関係府省の説明に対する御質問等から、その趣旨を事務局で斟酌して抽出させていただいたもので、専門調査会の意見に盛り込むためには、更に具体的に求める取組内容についての御意見が必要ではないかと考えたものでございます。

点線で囲んだ項目につきましては、これまでの会合では特に御発言は頂いていないと思われるものですが、最近の様々な動きがある中で、最終見解への対応に関連する取組が行われていると考えられるものにつきまして、会長と御相談させていただき、意見に盛り込むために御議論を頂きたいと考えまして掲載したものでございます。

本日は、ここに掲載しました論点につきまして専門調査会の意見に盛り込むべきか否かも含めて御議論いただければと考えております。また、ここに掲げました事項以外にも取り上げるべき事項があると思っておりますので、関係する箇所御議論いただければと思っております。

緑色の参考資料のファイルを机上に置かせていただいておりますけれども、ファイルの最初にとじ込んでおります「女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への各府省における対応状況」の表につきましては、もともと6月の専門調査会の際に取りまとめたものでございまして、それから期間が経過していることから、改めて関係省庁に内容の照会をいたしまして、本日、最新の情報に修正をしております。

緑のファイルに今回追加した資料として、「女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供についての同委員会見解」という資料が後ろから2番目にとじ込んでいます。こちらは前回の専門調査会で英文のものを配布いたしましたが、仮訳ができましたので、それをとじ込んでおります。また、この仮訳は内閣府のホームページにも掲載しています。

最後に「平成17年意見」というインデックスがついている資料でございますけれども、こちらは平成17年7月15日付けで、当時の監視・影響調査専門調査会が、今回と同様に、女子差別撤廃委員会からの最終見解についての監視を行った結果として出した意見（「女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について」）です。この平成17年7月15日付けの専門調査会の意見を受けて、平成20年に政府が女子差別撤廃委員会に提出した報告が作成されているという関係になっています。この平成17年の意見では、意見本文は1枚で、その後ろに各省庁の対応状況、取組状況を一覧の形で添付されています。

資料1に戻らせていただきまして、最初の総論部分についての御説明をさせていただきます。

「1 女子差別撤廃委員会最終見解への対応に係る取組状況に関する意見」の「(1)

総論」です。

1つ目のポツについては、施策へのジェンダーの視点の取組が必要であるとの御意見や、最終見解の実施について政策評価のスキームに載せているかといった御意見・御質問等を踏まえまして、現在進行中の第3次男女共同参画基本計画は、最終見解の指摘事項を点検しながら策定したものでございますので、第3次基本計画における数値目標の進捗も踏まえつつ、第3次基本計画に掲げられた施策に取り組むことを求めるべきではないかとしております。

次の項目ですけれども、男女共同参画社会の形成の状況が地域ごとに様々であるといった御発言があったかと存じますので、これに関しての御意見を頂ければと思います。

次の2つの項目につきましては、本日御欠席の末松委員から個別に頂いた御意見を踏まえたものでございます。末松委員からは、啓発活動について基礎自治体にはなかなか伝わってこない、現場と中央が乖離している、ネットワーク化が必要であるとの御意見、研修事業について分かりやすい方法に努め、多くの方に実行していただけるような努力が必要との御意見を頂いております。

なお、直接の論点には掲げておりませんが、本日御欠席の大谷委員から、これまでのヒアリングにおける各府省からの説明について、その多くが抽象的な取組を述べたものという印象を受けたこと、第3次基本計画に基づく取組とは別に、最終見解における個々の勧告に対する取組の有無とその達成状況及び課題等について、より具体的な検証が必要であるとの御意見を頂いております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 今、資料1の見方は大体お分かりだと思いますけれども、斜体になっているところが、今日主に議論するところでありまして。「何々すべきではないか」というのは、事務局で我々の意見を酌んでまとめたところですが、ただ、「べきではないか」という箇所についても表現等の問題でこういうようにしたらいいといった指摘があれば是非お聞きしたいと思っています。

まず、斜体の部分です。それを項目ごとに一つ一つ点検していきたいと思っております。最終見解に盛り込むものですので、私どもの意見がないと事務局に丸投げになってしまうこととなりますので、どのような意見でも結構ですので、是非出していただきたいと思っております。

1ページ、総論の斜体の1ポツから議論をしたいと思います。「男女共同参画社会の形成についての地域ごとの多様な状況を踏まえた取組を推進するためには、どのような取組が求められるか」。地域格差があるわけですね。それについて、男女共同参画への取組というのがどうあるべきかということです。誤解も招きかねないところがありますので、これについて一言申し上げますと、男女共同参画は地域によって違うのかということになるのですが、普遍的な理念については地域によって格差があるとは思っていませんし、あってはいけないと思います。私の地域は男女共同参画の理解が行き届いていないとか、関

心がないとかというのは、どこにいても同じような状況はあるわけで、だからといって、例えば男性をたてながら男女共同参画を進めるといった話にはなりません。M字カーブの率が違うとか、そういうのは地域格差があると思うので、そういうことへの配慮というのは十分踏まえながら、地域への男女共同参画を進めるべきだと思うのです。

考え方の違いというのを強調することによって、全く趣旨と離れた、本質的な議論とかけ離れた男女共同参画が推進されるのはおかしいと思っていますので、そのあたりは十分注意したほうが良いと思っています。

松下委員や宗片委員はこのような問題についての御意見があればお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○松下委員 今、M字カーブの話も出ましたけれども、M字の底が浅いからといって、例えば福井県等がすごく男女共同参画が進んでいるというわけではなく、「お嫁さん」の役割で外に働きに出るようにと言われているような土地柄だと聞いております。そのところは色々だと思います。一般的に恵まれていると言われている静岡県でも、地域によって違いがあり、東部地域はセンターもなく、特に伊豆は男女共同参画の推進が厳しいと言われています。

○鹿嶋会長 では、宗片委員、どうぞ。

○宗片委員 やはり地域格差という捉え方というのは色々だと思うのですが、宮城県等も、今おっしゃったようにセンターももちろんないのですが、男女共同参画の行政の部署も独立していない場合が多い。人権課であったり、まちづくり課であったり、そういうような形で独立した部署、職員がそこに配置されていないということで、取組が遅くなるということにもつながっていくのではないかと考えております。

○廣岡委員 格差というのとは違うと思うのです。言葉遣いは余りよくないかもしれませんが、色々な地域に接していると、そこで一生懸命熱心に取り組んでいる民間の女性たちのバックグラウンドがそれぞれ少しずつ違って、場合によってはすごく違って、それが地域の特徴を現すような結果になっていると思います。農業女性がすごく熱心で、農業委員等も女性がすごく多いところなど。それは、その地域のその分野の人たちがすごく熱心に取り組んでいるという面があると思います。

だから、地方公共団体の企画総合部門、それぞれの特徴みたいなことが地域それぞれにあって、私は結論から言うと、そういう多様性を媒介するようなネットワーク、地域と国を中心としたネットワークを作っていく。そして、あの地域はこんなことをやっているという情報がうまく流れるようにしていくことが、これからは大事なのではないかと考えています。

○鹿嶋会長 実は企業の女性管理職の問題もネットワーキングで大きな課題になっているので、確かに男女共同参画についてもそういうネットワーキングをどう取り組むかというのは必要になってくるのかもしれませんが。

そのほか、その下の「国と地方公共団体の効果的な推進のためにはどんな取組が必要か」

とか、そちらも含めて御意見がありますか。

松下さんのところはどうか。国と地方公共団体をテーマにしたもの。

○松下委員 やはり国から取り組むようにとか、色んな通達があれば市や県の行政の方は一生懸命取り組むというところはあると思います。

○鹿嶋会長 国の方が。

○松下委員 はい。自治体の職員に向けた研修等にも取り組んでいただければと思います。今年度のNVEC等の管理職研修等も、市・町の行政の方がたくさん参加されていました。先ほど宗片さんもおっしゃったように、市・町の中では何年毎かに部署が変わって、全く男女共同参画のことをやっていない方が来たときにすごく戸惑われているようです。

逆に、今、センターのほうは指定管理者になり、財団等はもちろん最初からそうでしょうけれども、ずっと男女共同参画に取り組んでいる人が多くなったので、少し現場のセンターと行政は差が出てきているかなという感じはします。

○鹿嶋会長 専門家がいなくなっていることは確かかもしれませんね。指定管理者は別として、行政のところは常に人事異動で代わってしまうし、指定管理者も専門性をやっとならめたところで変わる可能性もあるから難しさはありますね。同時に全体の予算がなくなっている中で、男女共同参画予算が削られているという現状があるわけですが、そうすると、国が講師派遣の事業をたくさん行うのですか。

○廣岡委員 国のアドバイザー派遣事業は、使い勝手が悪いと聞いています。

○松下委員 皆さん、どうやって研修していいかもよく分かってらっしゃらないと思います。私はこういう会議に出させていただいているので、国のアドバイザー派遣事業についても知っています。今年7月には内閣府の方にジェンダー統計についての職員研修をやっていただきました。静岡県内でも全体的に予算が厳しくなっているので、男女共同参画にかける予算も少なくなっています。浜松市もユニバーサルデザイン社会・男女共同参画課になりましたし、静岡市も今年の4月から男女参画・市民協働推進課になりました。単独課が減り、全体に心配な状況はあります。

○鹿嶋会長 縮小、停滞期ですか。そして、「各種の研修事業についての効果的な広報、どのような取組が求められるか」。以前から言われているのは、男女共同参画というのぼりが立てばみんな引いてしまうので、むしろ立てずにやる、すなわち男女共同参画をあまり出さずにやる方が集客につながるなどという声もありますが、それでいいのかどうか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○廣岡委員 地域の女性のグループが高齢化してきているというのがあると思うのです。若い人たちも、例えばキャリア教育的な分野ですごくいい活動している人はたくさんいると思うのです。必ずしも男女共同参画と結びついていないのですが、新しい分野の人たちがうまく男女共同参画という旗のところに集まってくるような仕掛けが必要なのだと思います。

○鹿嶋会長 男女共同参画を推進する人たちは世代交代する必要がありますか。御覧にな

って、高齢化していると感じますか。

○宗片委員 確かに高齢化はしています。高齢化した女性たちが特に次の世代をどう育てていくか、次の世代にどのように考え方を伝えていくかというところで苦慮しているのが現実にあります。けれども、やはりそれは間違いなく伝えていかなければいけないことは本人たちもよく分かっているのです、その努力はとてもされているのですけれども、なかなか世代的なところの問題は大きいことは大きいです。

ですから、初めて男女共同参画という言葉聞いたという若い女性がいたりというような時代でもありますので、そういう意味では、伝え方に手法が必要だったり、ある程度の工夫が必要である。男女共同参画と改めて伝えなくても、やはり内容によって必要性というのが人権の問題であったり、対等に考えていかなければいけないというようなことを手法として伝えていくということが必要で、結果として男女共同参画が広がっていくというような形で進めていくのが一番いいのかなと私どもも思っております。

○鹿嶋会長 山本先生、話を聞いていて何か感想はございますか。

○山本委員 今回の研修の話は具体的な話なので私から申し上げるべきでもないと思います。国と地方公共団体の関係ですと、今、新たに制度的に地方公共団体に国が義務付けを行うのは非常に難しい。例えば地方公共団体は、こういう組織を設けなさいと義務付けるのは非常に難しいので、そういう面で行くと、研修や協議の場を設けるなど、情報は今でも地方から国にかなり吸い上げていると思いますが、そういうソフトなやり方を拡充していくということではないかと思っております。

○鹿嶋会長 この総論については、ほかにまた意見があれば後で順序を逆転しても結構ですので、是非言っていただければと思っております。

次に、各論に入ります。

民法の改正関係です。「選択的夫婦別氏制度等の家族に関する法制についての国民的な議論を喚起するためには、どのような取組が求められるか」ということが第1点。

2ページ、「婚外子相続分規定に関する最高裁大法廷決定を受けた取組について、これをどのようにこの中に書き込むか」ということですが、今、法案の提出を用意しているようですので、その成り行きを見て、婚外子の相続分規定については書き方も変わってくるのではないかと思っております。

例えば選択的夫婦別氏制度についてですが、国民的な議論を喚起するということが、国民的ですので、この辺りについてはどうですか。どのように皆さんお考えなのか。国民的に議論は起きていますか。

○中野渡補佐 この点について補足をさせていただきます。法務省からのヒアリングの際に、国民に対する積極的な働きかけが必要ではないかとの御質問がありましたので、ここに書かせていただきました。また、末松委員からは、議論を活性化させる方策をとっている様子がないという御意見を頂いております。

○鹿嶋会長 では「国民的な」というのを外しておきましょう。議論を喚起するために、

どのような取組が求められるのかということです。

○廣岡委員 「国民的な」という意味は、国会にきちんとやってくださいという意味ではないですか。

○鹿嶋会長 私はそこまで解釈していません。そのあたりは不正確で分かりません。「国民的な」の中身について理解はできませんか。

○廣岡委員 解釈は色々あるのでしようけれども、とにかく最高裁の判決もあるし、やはりここはきちんと書いておかないといけない。

○鹿嶋会長 選択的夫婦別氏も。

○廣岡委員 それも含めて書かなければいけないところだと思うのです。

○鹿嶋会長 やはり若い人への議論喚起のようなことが必要なのではないかと思っているのです。授業でこういう素材を扱いますと、やはり若い学生たちも意見が割れるのです。愛していれば同じ夫の姓にしたいとか。

そういうときに色々議論を喚起することが大事ですが、何となく選択的夫婦別氏の議論は、私の印象ではどうも重いのです。イデオロギーが後ろのほうに取りついているような議論が多いので、むしろもう少し肩の力を抜いた議論があってもいいような気もしますが、そういうのはなかなか成立し難いのですかね。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 高校を訪問して高校生に対して現状を説明した際なども、97%近くが男性の氏を選択する状況を知らないのです。その意味では、多分時間はかかるのかもしれないのですけれども、その状況をまずきちんと伝えること。数値目標等を挙げたときでも、その状況とかについてどう考えるのか、感じ方は先ほど会長がおっしゃられたように、個人でばらばらな部分もあるのかもしれないのですけれども、まずその事実を認識させることが一つだと思います。学校でやったりすると少し問題が起きるのかもしれないのですけれども、場合によっては、色々な女性団体とかでもこの種の問題についてのディベートの大会とか開いてもらって、若者たちにこの問題についてもう少し議論を喚起する、そういった種を植え付けるような努力も必要なのではないかというのが一つです。

もう一つは、結局選びたくても、自分の姓を変えたくないという人がいたときに、それを無理矢理でも変えざるを得ない状況、いわゆる個人の人格権についての関連の問題です。今日は、文部科学省はいらっしゃらないのですけれども、これは憲法の議論の中でもなかなか難しいのかもしれないのですけれども、人格権を含め、いわゆる一人一人が自分らしく生きるということについて、今後、道德の問題などがいわゆるテキスト化されて授業の中に入ってくるという段階でどう取り組んでいくべきか。その意味では、少し裾野のところできちんと状況の理解を事実に基づき客観的に把握させるような、そういう取組も必要ではないか。あとは先ほど廣岡先生から出たように、法案自体はあるわけで、出すか出さないかの問題になるはずだと思っています。正面突破の議論と裾野の拡大の議論を多分同時に進める必要があるのではないかと思っています。

- 鹿嶋会長 そうですね。議論の裾野を広げるというのは大事かもしれませんね。
- 廣岡委員 女子差別撤廃委員会に対して応えるということを考えないといけないですね。国会できちんと正面突破で法案を出して可決してくださいとストレートに言うのはなかなか難しいから、少し表現を工夫しながら、専門調査会の議論としてそこを言うておかないといけないのではないですか。
- 二宮委員 私も法案は準備されているものがあるはずなので、それを早急に公の議論の土壌に乗せてほしいというのは伝えるべきだと思います。
- 鹿嶋会長 法案にしたのは16年前でしたか。まだ一度も国会に出ていないことは確かですが、その背景には様々な問題があるのだと思います。最大の理由は、党議拘束がかかっていることであって、党議拘束は全員一致で投票するわけですが、政権与党をずっと見てきた限りは、この問題については自民党に限らずどこも賛成反対の議員がいるわけです。要するに、賛成、反対が相半ばするわけで、党議拘束を外さない限り上程は無理だろうと。
- 廣岡委員 国内状況、政治状況ではなくて、国際社会から要請されていることがあるわけですから、ここはそれに対してもきちんと応えるということを持っていないといけないと思うので、書き加えたいと思うのです。
- 鹿嶋会長 例えばどのように書けばいいと思いますか。
- 三上調査課長 センシティブな部分も多いかと思いますが、少し考えさせていただければと思います。
- 鹿嶋会長 民法改正はできるものからやっていくということも必要だと思うのです。全部を一気にというのはなかなか難しいので。もちろん、できるほうからやっていくと書く必要もないのですが、そういう認識のもとに報告書を作ればいいと思います。
- 松下委員 最終見解の中で、「世論調査の結果のみに依存するのではなく」と書いてあります。やはり正しい知識で議論しないといけないと思います。例えば、夫婦別姓は氏を選択できる制度として提案されているのですし、全員を別姓にするという法律に変えてほしいと言っているのではないのです。このようなことも女性会館等で研修をすれば皆さんすごくよく理解できて、「生きにくい人がいるのだったら、その選択制というのもありだね」という話になっていくのです。正しい知識での議論になっていないのに、「世論がまだだ」というと、いつまで経っても変わっていかないとします。難しいことではあるとは思いますが。
- 鹿嶋会長 ただ、実際に地裁でも、時期尚早という判断をしているわけですね。書くことは簡単なのですけれども、ずっと16年間、何も実行していないわけですね。だから、ここをどうするかですね。難しいですね。
- 二宮委員 会長から分離の話も出たのですけれども、今回、この専門調査会としてどういう立場をとるかですね。特に婚外子相続分について、場合によっては、分離した形で法案提出される可能性もあるわけで、そうなってくると、女子差別撤廃委員会との関連においては明らかに違った動きを示す形になる。その意味で言えば、分離やむなしという空気

はあるにせよ、専門調査会としては正論をきちんと伝えるべきで、一括で出すことを求めたほうがいいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 その議論はきちんとしていませんけれども、一括で出すようにということでもいいですか。

あと民法改正関係でどうですか。特に選択的夫婦別氏ですね、この問題はハードルがどうも一番高いような気もしているのです。この議論については時間もかかりますので、取りあえずこのままにしておきましょう。

○中野渡補佐 本日の参考資料1として、9月4日の最高裁の大法廷の決定を配布させていただきます。

○鹿嶋会長 それでは、雇用関係ですけれども、4つのポツがありまして、1つ目はこれでいいと思うのですけれども、3つ目、4つ目のポツ、「ポジティブ・アクションについて、その成果を上げるための更なる推進方策としては、どのような取組が求められるか」というのが第1点。「同一価値労働同一賃金の実現に向けて、どのような取組が求められるか」というのが第2点で、これはどのようにお答えするかです。

ポジティブ・アクションについては、実効性があまりないという指摘があるわけですね。要するに、やはりポジティブ・アクションを実施しましたということで終わっている企業も少なからずあって、その証拠に女性管理職比率が増えていないという現実があるわけです。ここをどうするのか。

特にポジティブ・アクションの場合は、いわゆる女性の管理職を増やすことが目的で、スペシャリストを作るよりは、すなわち専門職よりも管理職、ゼネラリストの方を増やしていくという問題があるのですけれども、そちらが増えていないのです。世界経済フォーラムのランキングでも下位になってしまう最大の理由は、女性管理職が少ないことにあります。そこでどうというような取組をするのかということです。御意見がありましたらどうぞ。

これについては、今、幾つかの企業でも色々な試みが出てきています。ポジティブ・アクションの実効性を担保するための取組として、例えば管理職の候補の女性とその上司がペアで研修会に出席するというもの。そういう研修会の経験がない人はどうしても専門職に仕立ててしまう。管理職と管理職候補の女性とがペアになり、そういう研修を受けることによって実効性を高めていくというように、管理職を作るための取組は、外資系だけではなくて、今、一般の企業も着手し始めてきています。ダイバーシティの一環として、女性の管理職を作ることが大きな課題になっているのと同時に、女性管理職を育てなければ上司は自分の人事評価にも影響が出るというようなこと、そのような評価のルールを作っていくと、建前で終わってしまうのかなという感じがあります。

同一価値労働同一賃金については、やはりILOが指摘しているように、きちんとした職務分析ですね。職務の客観的な分析というのは事例を挙げてもう少しきちんと例示しながらやるべきではないか。例えば仕事の責任の度合い、難易度、社会貢献や影響力等、色んな

要素があるわけです。どう職務を分析して評価していくのかという中で、例えばAという労働とBという労働は同一価値なのか、それとも格差があるのかといったようなことがあります。これについては厚生労働省のパート労働についての職務分析があるのですけれども、いわゆる一般的な同一価値労働同一賃金の分析はまだないような気がしますので、その辺りをきちんとやるべきだろうと思います。着手が遅れているのではないかという感じがいたします。どなたか、もし補足していただければ。

どうぞ。

○宗片委員 これは私も情報が十分ないからということもあるのかもしれませんが、例えば企業内にポジティブ・アクションを推進する組織を立ち上げているという企業はあるのでしょうか。

○鹿嶋会長 今、ほとんどの企業が立ち上げています。ダイバーシティ推進室というのがそうです。

○宗片委員 そうすると、その成果を評価の対象にするとか、あるいは成果を上げた企業に対して、ある意味で税制面での支援をするとか、そういうことは可能にならないのかどうかということです。

また、例えば育児休業であるとか、短時間の勤務を取得した場合に、それが昇進や昇格に影響しないかどうかというあたりも不安に思う女性たちもいるので、そういったところも影響しないという仕組みを徹底させるということもあっていいのではないかと思うのです。

○鹿嶋会長 影響しないと言い切るのは難しいところですね。でも、どのようにするかという議論は進んでいないような気がします。育児休業を取得した女性の評価という問題があるわけですね。評価が一旦少し下がっても、また上がればいいのですが、そうではないケースもあつたりしますね。休むということについての評価ができてないのです。

だから、育児休業等休むという行為に対してどういうように評価し、かつ再評価して引き上げていくのかというシステム化が必要なのではないかと。労働組合も含めて、それが必要なのではないかと思います。ダイバーシティという名のもとにポジティブ・アクションも含まれているわけですが、それについては、いわゆる目標が達成できないからといって、そこにペナルティがあるわけではないですね。インセンティブをどう与えるかという問題ですが、それは山本委員たちと基本問題・影響調査専門調査会の女性の活躍促進ワーキング・グループで去年議論をずっとしてまいりまして、いわゆる公共調達のようなところに評価してあげることによってインセンティブを与える、つまり男女共同参画推進をすると、企業にとって利益があるという風潮を作っていくという議論を去年しました。補足があったら是非お願いしたいと思うのです。

○山本委員 昨年、そういう議論をいたしまして、一番ハードなやり方としては、管理職についてクォータ制のようなものを設けるという話もありましたけれども、それはなかなか難しいだろうというので、昨年は入札の条件の中に女性の活躍というような要素を入れ

ていく、あるいは補助金等の交付に当たっても、それを有利にカウントするとか、あとは色々情報を出すということですね。情報の出し方にも色々あるかとは思いますが、有価証券報告書の中に情報を入れるという案もありましたし、もっと簡単なものとしては、モデルケースを積極的に広報して、こんな取組がありますということを広く情報発信するやり方もあるかと思えます。

○鹿嶋会長 この関係で、どなたか付け加える方、どうぞ。

○二宮委員 このポジティブ・アクションの問題とか、先ほど会長がおっしゃられたように、結局、育児休業の取得とか優遇的な対応をしているということが企業にとって社会的評価につながるかどうか。その意味で、宣伝のような投資の側面を持たせるかどうかというのが多分大事な視点で、最初のポツのところにあるように、学生にとって魅力的な企業ということで、ある意味ではそれも宣伝の効果という意味での一つの手法になっているし、実際、幾つか多分取組があると思うのですが、消費者にとってもこのような企業にある意味で魅力を感じさせるような、いわゆる目に見える形でのマークの付与とか、そういうのを強化する形を更に進めていく。企業がこのような形で男女共同参画に取り組むことが社会的な評価を高めることにつながる、そこをやっていない限りは、強制的に押しつける手法しか残らないのであって、それを避ける方向で議論を進めるのであれば、社会的な評価をいかに高めるかだと思います。

今までやってきているところ、「見える化」のところでも時間外労働の状況というのも、基本的には今、男性の就業時間、時間外労働が多いのですが、男子学生も含めて家のことに少し関わりたいという学生が増えてきているにもかかわらず実現できない状況がある。そのようなところを頑張っている企業を、いかにきちんと学生や消費者の選択肢としてつなげていくか、そういう取組が多分今後更に強化されるべきだろうと思います。

○鹿嶋会長 去年の議論では、クォータ制のような厳格なものは会社法の改正とか必要だということでもかなりネガティブな意見が出たのですが、今、二宮委員がおっしゃったように、いわゆる公共調達のようなところで評価するようになってくれば、企業のインセンティブを促すことにもなるのではないかということですが、そのあたりで少しポジティブ・アクションの成果を上げる方法は幾つか議論にもありましたので、そういうことを少し書いてほしいと思っております。

○二宮委員 同一価値労働同一賃金の問題ですけれども、企業の側面にかなり焦点が当たるので、うちも公立大学で職員が契約であったり、派遣であったり、でもやっている業務はほぼ変わらないというような状況もあるので、基本的には難しいかもしれないのですが、公的機関での見直しとか状況とかについてももう少し精査しないといけないと思います。企業の側から見ると、なぜ企業だけがというような話にもなりかねないと思うので、その視点も多分大切なのではないかと思います。

○鹿嶋会長 同一価値労働同一賃金の最大の目的は、正規と非正規の賃金格差が大きいので、これをやることによって格差が少し縮まる可能性があるということだと思っているので、こ

れはかなり精緻な議論が必要になるのだろうと思っています。

女性に対する暴力・人身取引関係ですが、女性に対する暴力に関する専門調査会マターの部分がかかなりあるのですが、監視専門調査会にも松下委員のように女性センターの館長さんもいらっしゃいますので、本日この場で議論できるものもあると思っております。

まず、1つお聞きしたいのは、暴力・人身取引関係で上から5つ目のポツです。「男女共同参画センター等女性関連施設等の連携をより一層促進するためには、どのような取組が求められるのか」。まず、この辺りで御意見があればお伺いできればと思うのです。

○松下委員 静岡市の場合は、配偶者暴力相談支援センターがまだありません。婦人相談員という方たちは福祉の分野にいて、なかなか連携がとれていないという状況があります。最近では、警察や福祉関係でのDV等に対する理解はすごく進んできているので、直接そちらに身体的暴力に悩む方が行ってしまうと、女性センターはモラハラ等すぐには解決が付きにくい相談が増えているそうです。DV相談が二極化しているということも最近相談員の方から聞いたことがあります。

女性会館でも色々な課題解決型事業に取り組もうとしているのですが、民生委員との連携等もまだ十分とれていません。今、地域でも貧困問題には、行政の方も市民の人も着目するようになってきたのですけれども、その辺りのところの解決に向けた連携がまだまだ不十分で、やるべきことがいっぱいあるなど日々感じています。

○鹿嶋会長 モラハラということは、女性センターも命に関わるようなものは解決できないということですか。

○松下委員 身体的暴力の相談があると、警察等が迅速に対応してくれているので、福祉の方とはつながります。縦割りになっていて、男女共同参画課と福祉の連携、情報交換が多分できていないのだと思います。色々な連絡会議があってもセンターが取り残されてしまっています。こちらからそういう会議があると気がついたときには入れていただけないかとお願ひしに行っているような状況があります。

○鹿嶋会長 廣岡委員はいかがでしょう。

○廣岡委員 この問題の2番目のポツなのですけれども、婦人相談員の専門性の確保についてですが、責任は重く、身分は軽くということをよく話を聞きました。大変な仕事で、相談員の方自身が落ち込んでしまって、精神的に追い詰められるケースが相当あるのです。私も身近で経験しましたし、だから、専門性を高めるというよりも身分の保証なのか。あるいは相談員の方たちをバックアップするような仕組みが必要なのだろうなどと思います。

○鹿嶋会長 それは前回の暴力との合同の専門調査会でも同じような指摘があったわけですが、難しいですね。雇用形態が不安定で、専門性の不安定さというのはそこから来ている部分がかかなりあるわけですね。

○廣岡委員 こんなことを言うと不適切かもしれないけれども、雇用形態の不安定のほうがむしろ一生懸命やっただけという感じもするのです。行政に対する独立性があつて、なおかつ、ある種、身分が安定、保証されていれば、被害女性の立場に立って、

行政と交渉していくことができるのでいいなと思う側面もあります。

○鹿嶋会長 次に、「配偶者からの暴力被害者に対する福祉的支援のためにどのような取組が求められるのか」。松下委員、この辺りはどうですか。

○松下委員 静岡市では館内の相談室は市が直営で持っていて別のNPOに委託をしているという状況です。やっと毎月1回ぐらい、指定管理者の私たち職員と相談員の方の情報交換の場が設けられるようになってきたところで、自分のところにはたくさん情報はありません。最近、性犯罪被害者の支援のために、警察と病院で一緒に取り組んでいこうという話があったのですが、そこのところにも男女共同参画課とか女性会館が関わることがまだできていなくて、取り残されているという感じがします。もっと本当に緊急性の高いものとか、本当に課題に対する解決とかというところに入っていきたいのですけれども、まだまだです。会館の存在意義を自分たちで大事にしていきたいと、最近すごく感じているところです。

○鹿嶋会長 警察と病院はどこが音頭をとるわけですか。警察の方ですか。

○松下委員 はい。

○鹿嶋会長 そのようなとき、男女共同参画センターが介在できればいいですね。

○松下委員 はい。先ほどお話した福祉の婦人相談員もハローワークで募集し雇われて、事務的なことだけ教えられて、研修も十分受けてらっしゃらないというような話も聞きました。ジェンダーの視点がないのです。静岡のような都市でも、葵区、駿河区、清水区の3区で1人ずつしか相談員がいらっしゃらなくて、目の前の仕事でいっぱいだというような話も聞いています。ですから、支援が必要などころになかなか支援を届け出ることができない状況があります。もっと福祉のところと一緒に困難を抱えている方に関わっていきたいと思っています。

○鹿嶋会長 廣岡委員、どうぞ。

○廣岡委員 この問題に限るわけではないのですけれども、女性センターはもっと専門的な能力やパワーがあっていいと思うのです。そのような人材をもっときちんと配置できるようにルールが変わっていくとか、認識が変わっていくとすごくいいと思います。DV被害女性の支援の場合や女性のエンパワーメントの場合もそうですし、まだ十分に蓄積されたノウハウが必ずしも女性センターにはないと思います。全部ないというわけではないけれども、概して不十分だと思う。生涯学習の延長みたいな感じでとまっているところが少なくないと思います。

○鹿嶋会長 配偶者暴力防止法のカバー領域は、デートDVが対象となってかなり対象が広がったので、もう少し女性にする暴力の相談体制を強化すべきではないかとはっきり書いておかないと手遅れになるかもしれませんね。カバー領域が増えるだけで人手は非常に手薄だと。婦人相談員も場合によっては、1人で多方面の仕事をしなければならないといったような状況があるとすれば、女性に対する暴力の芽を摘むことはできないので、そういう視点から監視専門調査会としては意見を述べておく必要があるのかもしれないですね。

○宗片委員 今回の最終見解に対する回答の中身を見たときに、いわゆる人権のアプローチはあるのですけれども、福祉的なアプローチ、例えば暴力被害者に対する生活保護や様々な児童扶養手当等の社会保障、あるいは自立に向けた就業支援、住居の支援等が果たしてどの程度行われているのか、あるいはそこに課題があるのかが盛り込まれていないと思いますので、それもしっかりと入れていく必要があるのではないかと考えております。

○鹿嶋会長 「省庁ごとに行っている調査、データ収集の実効性を上げるためどんな取組が求められるか」、これはどういう趣旨ですか。

○宗片委員 私が意見として出したのですけれども、最終見解の中でしっかり調査をして、それに基づいた取組をするようにということが書かれているわけですね。それに対して各省庁は、しっかり調査はしているのですが、それが横断的に連動させて総合的な分析をして上で行っていきませんか、省庁だけで単独で調査して取組に進んでいってもなかなか効果が上がらないのではないかと思います。そういう意味では、それぞれの調査をしっかりと連動させ、総合的な分析をした上で実効的な取組につないでいったほうが良いと思いますので意見を出しました。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

あと暴力・人身取引関係でどなたかほかにコメントしたいという人はおられますか。

○山本委員 先ほどから伺っていて、女性に対する暴力・人身取引関係に限らず、婦人相談員やセンターの体制の問題かと思いました。私は別のところで消費者関係の仕事をしていて、向こうの方がもう少し体制が整備されていますが、それでも似たような状況があります。つまり、消費生活相談員の方が非常勤で雇用が不安定な状態にあるという問題があり、また、消費者相談といっても、実際には消費者関係でない相談がかなりあって、やはり福祉関係の部局に色々な話をつないでいくような役割をかなり持っており、他の行政部局との連携をする必要が非常に高くなっているということです。もう一つは、専門性をもっと高めなくてはいけないという問題があって、その3つがうまくつながっていかないとなかなかうまくいかない。つまり、雇用形態を改善するとか、他の行政部局に対して物が言えるようになるためには、一定の専門性がある、これだけの能力があるということが明らかになっていないと、なかなかそれが難しい分野があるだろうと思います。専門性の向上と雇用形態の改善と、他の行政部局との連携は3つ合わせて改善する、向上させていく必要があるのではないかと、ほかの話と結びつけて考えたのです。

○鹿嶋会長 専門性、雇用形態、連携と3点セットが必要ではないかということですね。

廣岡委員、どうぞ。

○廣岡委員 全く同感ですが、そういう面で言うと、女性センターの位置づけがすごく重要なのだと自治体や設置者で認識して、少し人材やお金を配分して、確かに効果が上がるのだということを実感してもらう必要があると思います。

○鹿嶋会長 分かりました。あと、またこの項目で気がついたたら随時言ってくださって結構ですので、次に3ページにいきます。

○中野渡補佐 ただ今の部分につきまして、補足をさせていただきます。

この部分につきましては、資料の2ページ一番下に（注）がございますが、本項目につきまして、本専門調査会の意見に盛り込むべき事項につきましては、本日以降、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員の皆様にも意見の照会をさせていただきますので、お知らせをいたします。

また、委員の皆様には、机上に配布させていただいておりますけれども、前回の会合の際に、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員の方からの質問で関係省庁から後日回答するとなっていました質問に対する回答を配布させていただいておりますので御覧いただければと思います。

以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、3ページ、社会的な弱者関係です。

この中で、例えば3つ目のポツ「障害のある女性は、セクハラ、パラハラなど受け複合的に困難な状況におかれることがあるが、このような状況に対して、どのような取組が求められるか」ということです。

その下「いわゆるマイノリティに属する女性の政策意思決定過程への参画について、どのような取組が求められるか」ということですが、これはどうでしょうか。この辺りで御意見がありますか。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 これは私も専門に近いわけではないのですが、政策意思決定過程への参画の問題などに限ってみれば、実際にマイノリティというのはどこを想定した質問で出ている形になりますか。

○中野渡補佐 最終見解の51、52パラになりますが、各府省の対応状況の表の15ページの中程になります。ここで【マイノリティ女性】という項目がございますが、きちんとした定義は定められていないのですが、例示としては、ここに掲げられております。

○鹿嶋会長 第3次男女共同参画基本計画もほぼこれですね。違いますか。

○中野渡補佐 第3次基本計画では、第8分野になりますが、ピンクのファイルの最初に第3次基本計画がとじ込まれております。ここでは、マイノリティという言葉は出てきません。65ページに、この関係の施策が記載されておりますが、4の「女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応」の箇所に施策を記載しています。

○二宮委員 まず政策意思決定過程というのも、一般的な話においてなのか、具体的にこれらの問題を議論する際になのか、どちらの話なのでしょう。

○中野渡補佐 こちらの論点につきましては、本日、御欠席されておりますが、大谷委員から御質問があったところです。最終見解のパラ51、52に、「マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する」旨が記載されておまして、これを受けたものとなっています。

○二宮委員 例えばこの問題で、もし仮に一般化しての議論ということであるとすると、

昨年、「防災・復興における男女共同参画」関係で議論した際とかにも、いわゆる通常の女性のニーズのほかに、障害のある方、あるいは性的な指向とか多様な方々等のニーズをどう取り組んで施設の運営とかに関わっていくかというようなところでの意見聴取をするなど、いわゆる意思決定過程への参画について、彼らの意見を聞くようにしてニーズに配慮するというような形で多分具体化されていくのだらうと思うのです。

ここに挙がってきているような先住民、国連の定義で言われているようなカテゴリーあるいは同和問題等、それは個別に多分意思決定をどのレベルで捉えるのかですが、実際に意見表明と協議の機会は設けられて取り組まれているはずなので、あとはそれをどう真摯に受けとめて反映するか。あるいはもっと国際的に言うのだとすると、実際に議員の配分とかの問題を含めての議論なのか、どのレベルからの要請として受け取るのか。実際に最終見解の51、52関係のところでもマイノリティ女性の権利推進を図るために積極的な施策が策定されていないという点で見れば、先ほど出てきたアイヌの問題や同和問題、その部分についての権利の状況、ニーズ等の把握と、それに応える形での枠組み作りが十分ではないというような意見なのではないでしょうか。

パラ52の「締約国に要請する」のところから見ていったときに、調査をお聞きするように求めているというところであれば調査をするかしないか。調査に際して、実際に調査の項目立てをする際に該当する個人の観点を入れた調査項目を立てるのか立てないのかという問題になってくるでしょうし、あとはそれぞれ今まで議論してきた項目、教育、雇用、健康、社会福祉等の中で、これらの問題について、特に各省庁でこれまで取り組んできたことがあるのか、ないのか。あるのだとすれば、それについてどういうように意見を述べる機会を確保していくのかという形に収斂していくのだらうと思います。その辺の認識のところ、個人的には余り正しく理解していない部分があるのかもしれないので、次回、もう少し大谷先生に詳しく補足していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 この部分は、大谷さんに意見を聞いておいてください。

○中野渡補佐 承知いたしました。

○廣岡委員 思いつきみたいに聞こえてしまうかもしれませんが、社会的弱者関係で例えば病気になった人たちを対象とした調査に、社会的弱者が病気になると病気からの回復が非常に大変だという調査結果があるのです。ソーシャル・キャピタルという概念を使っていますけれども、ネットワークと言えればいいのか、ネットワーク弱者、要するに社会的弱者ですが、ここにも健康という言葉が出てくると思うのですが、非常に不利な立場に置かれるので、そういうものの調査もあってもいいのかなと思います。これはWHOで調査していて、日本人の先生も関わっていて、いい本が出ていると思うのです。差別と健康の問題として取り扱うことができるかなと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

次に推進体制・国際的協調関係です。「内閣府男女共同参画局の機能強化のためには、どのような取組が求められるのか」ということです。その他も一緒に議論してしまいまし

よう。その他は2つありますが、特に「学校における女性の管理職登用促進のために、どのような取組が求められるか」といったようなこと。

御意見があればどちらからでも結構です。

○廣岡委員 その他の上の方のポツですが、EUで生涯学習に関してもシティズンシップとかエンプロイアビリティという言葉を使っていますね。エンパワーメントと言ってしまえばいいのだと思うのですが、日本の生涯学習はそちらの方向に向かっていて、かなり力を入れていると思いますが、末端の現場に行くとそうでもないと思うのです。女性のエンパワーメントに関する生涯学習はもっと力を入れていくべきだと思っております。

○鹿嶋会長 かなり包括的です。

○廣岡委員 アンドラゴジーという言葉があるのですが、包括的というよりも、学習プログラムそのものは、ヨーロッパ、アメリカではかなりはっきりと意識されて開発されていると思います。日本もその方向にかなり軸足が移っていると思うのだけれども、現場には浸透していないと思います。そういうのを意識している人もあまり会ったことはありませんから、是非浸透してもらいたということです。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

内閣府の男女共同参画局機能強化はどうでしょうか。計画推進体制の方はこれを見ればいいのか。

○中野渡補佐 補足させていただきますと、こちらは末松委員からの御意見でございまして、男女局が国内本部機構となっているけれども、その機能を遂行するための権限と応分の財源をしっかりと持つべきであるといった御意見を頂いておりますので、こちらに記載させていただきました。

○鹿嶋会長 その表現でいいのか。では、応分の権限を持つべきではないか。

○廣岡委員 権限、財源。

○鹿嶋会長 第3次基本計画では、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能、そういうものを強化すると書いてあるので、監視専門調査会はそのらを書いたほうがいいのか。監視機能をより一層強化すべきである。そのためのもちろん、人、財源が必要ですね。

「学校における女性の管理職登用促進のために、どのような取組が求められるか」、これもどういう意図なのだろう。どのレベルの学校なのだろうね。

○中野渡補佐 こちらも末松委員から会議の場で、管理職試験を受験する女性の先生があまりいないのはどういうことなのだろうかと御質問がありましたので、そのためにどういった取組があるのかということをごここに記載させていただきました。

○鹿嶋会長 学校の管理職だけではないね。一般の役所、市役所も区役所もそうです。何かこれについてアイデアはありますか。

○廣岡委員 聞いているところでは、主任にならないと次のステップに行けない。ちょうど主任になる時期が子育ての時期に重なっていて、女の先生たちは非常になりたがらない。

それが大きな影響、原因の一つだとよく言われます。そういうのを具体的に指摘するべきなのかどうかよく分かりませんが、もう少しぼやかした言い方で言うておいたほうがいいのか。

○鹿嶋会長 女性管理職のなり手が少ないのは改善すべきではないかと入れてはまずいですね。

○廣岡委員 そういう物の見方ではまずいですね。

○鹿嶋会長 この問題はひとまずおいておきましょう。後でまたいい知恵、アイデアがあれば教えてください。

「2 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項」に入っていきます。

「(1) 総論」の4ページ、「べきではないか」と書いていないものとして網目罫になっているもの、「女性の活躍推進に関する政府の最近の取組を盛り込むことについて」「東日本大震災の対応及び復興への取組を盛り込むことについて」、どのような表現がいいのか。これは宗片委員の意見ですか。

○宗片委員 東日本大震災への対応等についてはしっかり盛り込んでいただいたほうがいいと思います。今回の震災を機に、いわゆる男女共同参画の課題というのがかなり多く顕在化したわけですので、それを解決するという事で内閣府でも指針を出し、そして、各自治体にそれを活用するようと言う。その結果、どのような成果が出ているのかということも一つ、大変動きが早かったと思います。ですから、それをしっかりと打ち出していくということが大事でしょう。

何よりも、防災会議の女性委員の割合が、防災については極端に少ないのです。ほかの分野から比較をしても少ないわけです。これが大きな問題だと思います。防災に関する意思決定の場に女性が少ない、つまり、防災や災害復興というのはどうしても男性の分野だという認識がまだまだ根深いということもあるわけですが、ただ、今回の震災以降、徐々に増えてきていることも確かですので、その辺もしっかりと数値として出したほうがいいのではないかと。ゼロから1人、2人になるという世界でもあるのですけれども、増えているということは間違いありません。依然として変わらない地域もありますが、ただ、女性の委員が防災会議の中で発言をすることの必要性がだんだんと認識されつつあるということもありますので、その指針を出したことによる成果と、会議の中の女性委員の割合の進み具合等も盛り込んでいくということです。しかし、震災という非常時に、いかに男女共同参画の課題が様々に顕在化されたかということも、ある意味ではしっかりと出さなければいけないだろうと思っています。

○鹿嶋会長 防災会議での女性委員の割合、発言の強化を更に推進すべきではないかと、そういうことでいいですか。更にとすることで、今、少し増えていますよということを読み込ませる。

○宗片委員 増えているという世界でもないのですが、ただ、全くゼロのところから1人、2人入ったというようなことでも一歩だと思うのです。全くそこに女性が必要なかったと

というような認識がずっと続いてきたわけですから、それはある意味で評価した上で、更に女性委員の割合を増やしていくということと、震災を機に経験をした女性たちが様々な困難を抱えましたので、それを発言するのは女性たちであるということも強調した上で、女性たちが防災に関しても主体的に関わる必要があるという取組がこれからも進められていかなければいけないというところは打ち出していただいているのではないかと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

「(2) 各論」に入っていきます。

差別的な法規定の問題で、再婚期間については求めるべきではないかと書いてありますが、2ポツ「婚外子の相続分規定を違憲とした最高裁決定の内容及びその後の取組状況を盛り込むことについて」ですが、これは盛り込むべきですね。盛り込むべきではないかということでもいいですか。民法の改正問題まで踏み込んでしまうと、先ほど一括してという意見が二宮委員からも出ましたね。今のところ、ばらしてはだめだということが監視専門調査会のコンセンサスというわけではないと思いますけれども、その辺はどうですか。

○三上調査課長 この「2.」の部分は、政府報告書において言及されるべきものとして監視専門調査会がお考えになる要素を御指摘いただきたいということですので、ここについてどのように受けとめて、どういう法案として出したのかということ政府報告書に盛り込むべきであるというコンセンサスがこの場であれば、そのように政府に求めるということだと思います。

○鹿嶋会長 では、それでいいですね。そういうことでよろしく申し上げます。

選択議定書はこのままでいいですね。

暫定的特別措置。「ポジティブ・アクションを実施している企業において、女性の活躍推進についてどのような成果が現れているか、数値を用いて盛り込むことを求めるべきではないか」。これはいいですね。よろしいですか。

その下、女性に対する暴力。今度は5ページ一番上「性犯罪に関する罰則の在り方についての検討状況（第3次基本計画期間中の検討の見直しを含む。）を盛り込むことについてどのように考えるか」、これはどこからの意見ですか。

○中野渡補佐 これは前回の会合において、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員の方から御質問があったところでございます。ここについては、法務省から、第3次基本計画の中で平成27年度末までに検討することになっていきますとの回答がありまして、その際に、辻村会長から、現在、どのような検討状況なのかを開示していただけないかとの御質問がありました。これに対する回答としては、開示するのは難しいということでしたが、そのような回答を踏まえて、政府報告には、この部分についてはどのように書いていくのがいいのか、全く書かないのか、何か書くことを求めるのかといった点について、御意見を頂ければと存じます。

○鹿嶋会長 どうですか。書いた方がいいのではないですか。どうですか。

○二宮委員 実際、内容をどこまで踏み込んで書くかは別にして、検討を進めていること

は事実で、そこを書かないと結局何もしていないという印象しか向こうには伝わらないことになる。そこはどの項目についても同じで、検討していることがあるのであれば、まずきちんと検討していることを伝えるべきだと思います。その上で検討の中身が固まり、より具体的に出せるような状況になったときに女子差別撤廃委員会との間で実質的な対話を進めていけばいいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 その下の「子どもに対する性・暴力表現についての取組を盛り込むことについて」、これもかなり取組があるのであれば、書いた方がいいですね。

○中野渡補佐 こちらも補足させていただきますと、最終見解の中では、児童ポルノ法の改正について勧告がされているところですが、前回のヒアリングの際に、この法律の改正案は議員立法で提案されているものなので、政府からの答えは差し控えたいとの御説明があったところです。他方で、政府においても色々な取組を行っておりますので、政府におけるこれまでの取組を盛り込むということについてここに書かせていただいたものです。

○鹿嶋会長 これまでの取組はどうか、盛り込んでもいいですか。では、盛り込むように。

次に、教育。「女性研究者の活動支援、女子学生・生徒の理工系分野への進学促進策についての取組を盛り込むことについて」ですが、これも政府が様々な取組を今実施しているわけですから、是非盛り込んでもらおうと思っておりますが、どうでしょうか。よろしいですか。

○中野渡補佐 御説明をさせていただきますと、この部分は、最終見解の中ではパラグラフ43、44になります。各府省の対応状況の表では13ページです。パラグラフ44の中で「女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する」という要請がございまして、それについては現在、政府において取組をされておりますので、今まで特に御発言はなかったのですが、そのようなことを盛り込んでどうかと考えまして、ここに書かせていただいたこととさせていただきます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

次に健康で「墮胎罪についての説明を盛り込むことについてどのように考えるか」。これは暴力の関係ですね。

○中野渡補佐 こちらにつきましても、前回のヒアリングで説明があったとおりです最終見解の中では49、50のパラグラフになりまして、各府省の対応状況の表では15ページになります。

パラグラフ50では「可能であれば人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するよう締約国に勧告する」となっておりまして、前回の関係省庁からの説明では、墮胎罪については、胎児の生命・身体の安全も保護法益であるので、現在のところ、廃止は考えられないとの説明がされています。そのような考え方を報告に盛り込むことについて、どのように考え

るかということで御意見を頂ければと考えております。女性に対する暴力の関係でもございますので、こちらにつきましても、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員の方々にも御照会させていただきます。

○鹿嶋会長 監視専門調査会でも、墮胎罪の説明を盛り込むことについて意見はありますか。

○宗片委員 これ自体は胎児の生命というところが絡んできますので、大変微妙ではあるのですけれども、しかし、この法律上、女性が主体的に中絶をできないという仕組みになっているわけですね。現実には、母体保護法があってできることはできるのですけれども、こういったところがまさに女性の人権に関わることであると思っています。いわゆる墮胎罪については、長い議論なのです。

しかし、この法律が適用されるということはめったにないことだから、ということでもいいのかどうか大変疑問でもありまして、これに対してはしっかりと見解に対して応えていかなければいけないのではないかと思うのです。果たしてどのような表現をすればいいのかというのが私としても迷うところでもあるのです。

○鹿嶋会長 盛り込むべきだと考えるのですね。

○宗片委員 それは思います。

○鹿嶋会長 これは女性に対する暴力に関する専門調査会と調整してもらえますか。監視専門調査会としては、意見に盛り込むべきであると考えます。

○中野渡補佐 承知しました。

○鹿嶋会長 社会的弱者についても意見を頂きたいと思いますが、「障害者基本計画（第3次計画）の策定及び同計画に基づく取組を盛り込むことについて」、これは9月の下旬に閣議決定されたのですね。

○中野渡補佐 ここについて補足させていただきますと、本日、参考資料2として、障害者基本計画（第3次計画）の抜粋と概要をつけさせていただいております。この項目につきましては、報告書に盛り込むべきとの御発言はこれまでございませんでしたけれども、最終見解の中では53、54の Paragraph になります。障害のある女性等社会的弱者グループの女性に関する情報統計データが不十分であるということに留意するとともに、具体的プログラムについての情報を提供するように要請されているところでございます。

参考資料2に掲げているとおり、9月27日に閣議決定がされているものですから、その資料について配布しておりまして、計画そのものについては40ページぐらいからなるものでございますが、最終見解に関連する記載が幾つかございましたので、抜粋したものを参考資料として本日配布させていただきました。このような計画の策定や計画に基づく取組について、次期政府報告に盛り込むことについて御意見を頂けたらと考えております。

○鹿嶋会長 どうでしょうか。これは意見に盛り込むべきだということで私どもはいきたいと思っています。参考資料2を見ても「特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的な困難な状況に置かれている」ということが書いてあります

ので、これについてはきちんと定期報告の中に盛り込むべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

その他の条約の批准ですけれども、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准に関する検討状況や課題を盛り込むことの検討を求めるべきではないか」ということですが、質問をされたのは二宮委員でしたか。

○二宮委員 これも委員会から求められていて、実際何も対応していない。現在のところ、批准を考えていないということでしたね。実際に本当にゼロなのか、省内とかで検討しているのか、その意味で何も書かないよりは、やっていたことがあるのであればきちんと書く必要がある。逆に、批准しないといった場合に、実際に具体的に入れられない理由とか、この定期報告の中で可能な限り触れていただきたい。もう少し対応しない理由とかについて、国内でみんなが知れる状況とかを作っていくっていただかないと、なぜ入らないのかというところも分かりにくい。また、実際に課題があるとしても、先進国ではやっているケースもあるので、その場合に日本とどういような違いが見られるとか、いわゆる窓口を閉ざすのではなくて、実際に批准に向けての課題の克服に向けて、一つ一つ勧告を真摯に受けとめてやっていること、批准にまでは至らなくても、そこに向けてやっているという努力を示していただければというところだと思います。

○鹿嶋会長 外務省の説明では、定期報告で触れる予定はなかったのですね。

○中野渡補佐 二宮委員からの御質問に対して、特に触れる予定はないとの回答があったと考えております。

○鹿嶋会長 二宮委員も、その場合、定期報告では書かなくていいのですか。

○二宮委員 前から議論があって、無視しているところについて「やらない」と書くのはよくないという意見が大谷先生からも言われている。そういう意味で、真っ向対立をすべきではないという意見も一方で出ていて、私としては、やらないのであればやらないと言って議論に入ってもいいのかなという感覚を個人的には持っているのですが。前までの話だとすると、実際にやらないことについては、あえて言及しないという意見がこの委員会の大勢だったかと思っています。

○鹿嶋会長 難しいですね。どうしましょうか。落としてしまってもいいのですか。

○二宮委員 個人的には、将来的には触れられたことについてどうするのか真摯に対応していく状況が必要で、批准に仮に至らなかったとしても、何かしてほしい。省内の議論とか、実際課題についてもう少し、それこそ国民的な議論という表現が間違っているのかもしれないのですけれども、議論を深める努力をしていかないと、結局無視し続けるというのは、学生の答案だとしたら回答として多分合格はもらえないのではないかという気がずっとしているということです。

○鹿嶋会長 では、このとおり求めるべきではないかという文言にしましょう。

一通り終わりましたが、事務局から、この点については是非意見を求めたいということはありませんか。

○三上調査課長 4ページの上の四角で点線で囲まれている中ですがけれども、最近、政府、女性の活躍推進ということで色々な取組をしております。その中で、女子差別撤廃委員会の最終見解に絡んで更にこうすべき、あるいは今までの取組がどうであったら、さらには報告の中にこういったことが書き込めるのではないかとといったようなことについて背中を押すようなこと、あるいは厳しく御指摘を頂くようなことなど、特にございましたらお願いいたします。

○廣岡委員 書くべきだと思います。

○三上調査課長 例えば女性研究者の活動支援とか、そういったようなことなどはこちらの取組状況でも文部科学省から、あるいはNWECのほうも含めて色々な取組が紹介されていますけれども、ほかの部分でも書いてあるもの、書いていないものを含めて色々ございますので、特に御意見がございましたら、お願いいたします。

○鹿嶋会長 この辺について意見はありますか。

廣岡委員はございますか。

○廣岡委員 積極的にどうということではないのですけれども、やっていることを書けばいいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 事務局でも、どのあたりに書けるかどうか、ピックアップしてくれますか。個別的な項目が多分、今すぐに出ないのではないかと。

もう一度、元に戻っても結構ですが、まだ少し時間があります。民法の改正関係あたりは難しいテーマですね。懸案でずっと言われているけれども、実施していないというところですからこのあたりはどういうように言うのか。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 結局、民法改正関係は、「女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供についての同委員会見解」で、次回の定期報告において追加的情報を提供するよう勧告するという形で、実際に更に具体的な指示が向こうから来ているわけで、これを受けて多分まだ法案を準備していて、というような回答だと、何もアクションはないはずで。

この見解を受けたことが、政府あるいは国会議員に対してどう伝わって、それでもまだアクションがないのか、実際に伝えられて自党内とかでも何か議論が始められる動きがあるのか。期間的には限られていますけれども、政府としては追加的情報提供についての見解をきちんと今の政府・与党に対して伝えて、それでも記載する項目が増えないのであればそのまましか書けないのでしょうかね。

○鹿嶋会長 最終見解で求められているのは、結婚適齢を18歳に設定することと、嫡出子と婚外子の相続分と、6か月の再婚禁止期間の廃止、3点ですか。

○中野渡補佐 今の3点と、選択的夫婦別氏制度の導入も求められています。

○二宮委員 いわゆる改正法案を用意しているという形で止まっているため、今度は採択することと、勧告の表現が変わってきている。つまり、もう一段先のアクションを求めら

れている、先ほど16年という話が出ていましたけれども、それを止めるな、議決にかけろというような意見が加えられているのだろうと思うのです。

その意味では、これを受けて本来はどうするかという議論を政府の中でする段階が来ている。とりあえずは、まだ政府の中での議論を詰めているという状況であればそう答える形になるでしょうが、実際、今回最高裁判決が出て、それを踏まえて別途一括でやりたいということで準備を始めて次に出すというような形で動くのか、あるいは部分採決の動きを示すのか、先ほど会長から出ていましたけれども、何らかのアクションを求められている状況だろうとは思いますが。

○鹿嶋会長 多分そうだと思うのですが、監視専門調査会としてはそこをどういうように落としていくかですね。

○二宮委員 多分、今までと同様に、なるべく早く具体的な動きにするようにという意見をここは出すだけだと思います。問題は、それを踏まえて報告書に何が記載できるかというところと言うと別の話だと思いますけれども、委員会としては具体的な動きを示せということを求めるべきだろうと思うのです。

○鹿嶋会長 具体的な動きを出せで、更に踏み込まなくていいのかどうか。

○二宮委員 法案を提出するということですね。

○鹿嶋会長 いずれにしても、婚姻適齢の統一、氏の選択、嫡出子問題、6か月の再婚禁止期間の4点について動きを示せというだけでいいですか。それで監視専門調査会としての役目はいいのか。

○三上調査課長 今日のところはまだ民法改正法案がどういった中身になるかということについては見えていません。臨時国会が始まりまして、今国会に提出される法案は順次閣議決定をしておりますので、次回お諮りするまでに何かそういった動きが具体的にあれば、またそれを踏まえてこちらで用意する案文等も御覧いただきながら御議論いただく。その上で、今日、大谷先生もおいででないので議論していただければということではいかがでしょうか。

○鹿嶋会長 分かりました。ペンディングしておくということですね。では、そういうことにいたしましょう。

ほかに全体を通じての御意見はありますか。

ないようでしたら、今後は私と事務局とで意見の取りまとめ案を作成しますが、本日、発言を頂いた意見のほかに、更に意見がありましたら10月24日午前中までに事務局まで提出をお願いします。女性に対する暴力に関する専門調査会の委員の皆さんに対しても、意見提出の依頼をさせていただいております。

以上を踏まえまして、専門調査会として意見案を作成し、次回の調査会で更に議論した上で取りまとめをしたいと思っております。

次回の監視専門調査会は11月8日（金）に開催予定となっておりますが、この2日前の11月6日（水）に、女性に対する暴力に関する専門調査会が開催される予定と聞いておりま

す。

そこで、次回までに作成する予定の取りまとめ案については、11月6日開催予定の女性に対する暴力に関する専門調査会にも提示させていただいて、そこで議論していただきたいと考えております。そして、その2日後に開催される次回の監視専門調査会において、事務局から女性にする暴力に関する専門調査会で出た意見も報告してもらった上で、取りまとめ案についての議論をしたいと考えております。そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

では、そういうことにさせていただきます。本日の議論はこれで終了いたしますが、事務局から連絡があればお願いします。

○中野渡補佐 本日はありがとうございました。

議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただきます。議事録につきましては、事務局作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただきまして、会長の御確認後に公表させていただきますので、よろしくお願いたします。

ただ今会長からお話がありましたとおり、意見の取りまとめ案に盛り込むべき事項について御意見がございましたら、10月24日の午前中までに事務局まで御提出をお願いいたします。委員の皆様には、この後、メールでも御連絡をさせていただきます。

次回の監視専門調査会でございますけれども、11月8日(金)の午前10時から12時の2時間の予定で開催いたします。場所は、この建物3階の特別会議室で開催いたします。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、これで監視専門調査会の第23回会合を終了します。

どうも今日はありがとうございました。